

定 時 見 積 参 加 心 得

北海道教育庁オホーツク教育局

1 対象契約

オホーツク教育局管内の道立学校が使用する物品の購入で、1件の予定価格が160万円未満の次の契約とします。

- (1) 文具・事務用品（消耗品）、図書室用品、パソコン周辺機器の購入
- (2) 事務機器（備品）
- (3) 什器・家具
- (4) 台所用品・清掃用品
- (5) 家電製品
- (6) 一般教材

((1)から(6)を以下「物品の購入」という。)

2 定時見積りの執行

(1) 契約内容の提示

定時見積りに付す契約内容の提示は、次のとおり見積目録（別紙3）及び見積目録内訳（別紙3の2）を提示して行います。

ア 定時見積参加地域、地域区分及び納品先

(ア) 1件の予定価格が30万円未満の契約

参加地域は、本店、支店、営業所又は出張所（以下「本店等」という。）が所在する別表1に掲げる地域区分に限ります。

(イ) 1件の予定価格が30万円以上の契約

参加地域は、本店等が所在する別表2に掲げる地域区分に限ります。

イ 提示の方法

次の(ア)から(ウ)に掲げる方法により提示します。

(ア) 北海道教育庁オホーツク教育局事務室の所定の場所（以下「事務室」という。）において閲覧に供します。

(イ) ファクシミリ又は電子メール等により送信します。

(ウ) 見積目録には、必要に応じ仕様書、見本等を添付します。

ウ 提示の日時

(ア) 物品の購入契約

① 毎月5日及び20日の午前9時から午後4時まで（閉庁日の場合は翌開庁日）

② その他別途指定する日時

(イ) 定時見積りに付すものがない日及び行事等により変更を要する日が生じた場合は、あらかじめ各参加者へ連絡します。

(2) 見積書等の提出方法

ア 提出方法

見積書等の提出は、次の方法のいずれかによるものとし、見積目録に示した提出期限まで提出してください。

(7) 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第166条第4号の規定に基づき、見積書の徴取を省略することができる場合（1件の予定価格が30万円未満の契約をいう。）であって、見積書に相当する書類を提出する場合

① 教育局事務室に設置した見積箱に投函する。

② 郵便等により、次の住所地に送付する。

〒093-8619 網走市北7条西3丁目

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

③ ファクシミリ又は電子メールで提出する。

ファクシミリ：0152-43-0200（オホーツク教育局代表ファックス）

メールアドレス：okhokyo.1shien@pref.hokkaido.lg.jp

（件名には、「〇月〇日定時見積り」という文字を含ませること。）

④ 納品先に指定している道立学校に提出する。

(4) 財務規則第165条の規定に基づき見積書の提出を要する場合

① 教育局事務室に設置した見積箱に投函する。

② 郵便等により、次の住所地に送付する。

〒093-8619 網走市北7条西3丁目

北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室

イ 見積書等の提出

(7) 提出する見積書及び見積書に相当する書類（以下「見積書等」という。）の右上余白に、必ず見積目録の見積記号・番号を記載してください。

(4) 見積書等に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含めた額としてください。

なお、課税事業者にあつては見積書等に消費税及び地方消費税の額を区分して記載し、免税事業者にあつては見積書等に「消費税及び地方消費税相当額を含む。」、「消費税及び地方消費税相当額込み」等の文言を記載してください。

(9) 必ず品目毎に、規格、数量、単価及び金額などの内訳を記載してください。

(エ) 次のいずれかに該当する見積書等の提出は、無効とします。

① 記載金額その他見積り要件が確認できない見積書等の提出

② 記載金額（頭首金額）を加除訂正した見積書等の提出

③ 記名押印のない見積書の提出（見積書に相当する書類の場合にあつては、記名のない見積書に相当する書類の提出）

(3) 契約の相手方の決定

ア 見積書等の提出期限終了後、直ちに見積書等の内容を審査の上、予定価格の範囲内で最低の価格（総価）で見積りをした参加者を契約の相手方として決定します。

イ 決定の結果は、次の方法を用いて、契約の相手方等を記載した見積目録により、決定の日の翌日までに発表します。なお、閲覧等の期間は、次回の契約内容の提示日の前日までとします。

(7) 事務室において閲覧に供します。

(4) ファクシミリ又は電子メール等により、当該見積りの参加者に対し送信します。

ウ 契約の相手方となるべき価格で見積書等を提出した者が2人以上ある場合は、くじ（あみだくじ）引きで契約の相手方を決定します。なお、この場合、見積書等を提出した者が

来庁してくじを引くものとしませんが、来庁できない場合は、当該契約に関係のない職員が代行してくじを引かせます。

エ 提出された見積書の金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書の提出がなかったときは、2回目の定時見積りを行います。

なお、別表1の地域区分で1回目の定時見積りを行った場合は、2回目の定時見積りは予定価格に関わらず別表2の地域区分により行います。この場合ですが、定時見積りの契約内容の提示にあたっては、2回目であること及び予定価格に関わらず別表2の地域区分により行うことを明示します。

オ 提出された見積書等の金額がいずれも予定価格に達していないとき又は期限内に見積書等の提出がなかったときは、当該定時見積りを取り止めます。

なお、これらの場合も、見積目録に「不調」、「見積書の提出無し」等と記載し、見積結果として発表します。

(4) 発注

契約の相手方を決定したときは、契約の相手方に対し、発注書（別紙4）及び発注書内訳（別紙4の2）により発注を行います。この場合において、契約の相手方と受注内容を確認いたします。

3 その他

契約の履行に当たり、履行遅滞、発注内容と異なる履行又は不履行などの不誠実な行為があった場合は、当該参加者の参加の停止又は取消しを行うことがあります。

別表 1

地域区分	対象市町村	納品先
北見中地区	北見市、訓子府町、置戸町	北見北斗高等学校、訓子府高等学校、置戸高等学校、北見支援学校
北見東地区	北見市、佐呂間町	北見柏陽高等学校、北見商業高等学校、佐呂間高等学校
北見西地区	北見市	北見緑陵高等学校、北見工業高等学校、留辺蘂高等学校
北見市常呂地区	北見市	常呂高等学校
網走地区	網走市、大空町、美幌町、津別町	網走南ヶ丘高等学校、網走桂陽高等学校、網走養護学校、美幌高等学校、女満別高等学校
斜里郡地区	斜里町、小清水町、清里町	斜里高等学校、清里高等学校
遠軽地区	遠軽町、湧別町	遠軽高等学校、湧別高等学校、紋別養護学校ひまわり学園分校
紋別地区	紋別市、滝上町、興部町、雄武町、西興部村	紋別高等学校、滝上高等学校、興部高等学校、紋別養護学校、紋別高等養護学校

別表 2

地域区分	対象市町村	納品先
紋別地区	紋別市、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、雄武町、西興部村	紋別高等学校、滝上高等学校、遠軽高等学校、湧別高等学校、興部高等学校、紋別養護学校、紋別養護学校ひまわり学園分校、紋別高等養護学校
北見 A 地区	北見市、訓子府町、置戸町	北見北斗高等学校、北見緑陵高等学校、北見工業高等学校、留辺蘂高等学校、訓子府高等学校、置戸高等学校、北見支援学校
北見 B 地区	北見市、佐呂間町	北見柏陽高等学校、北見商業高等学校、常呂高等学校、佐呂間高等学校、
網走地区	網走市、大空町、美幌町、斜里町、小清水町、清里町	網走南ヶ丘高等学校、網走桂陽高等学校、美幌高等学校、女満別高等学校、斜里高等学校、清里高等学校、網走養護学校